

税の申告は お早めに!

申告期間

2/18~3/15まで

期間後半は混雑が予想されます。
早めの申告をお願いします。

平成 25 年 1 月 1 日現在、行方市にお住まいの方は、申告が必要です。

平成 25 年度(平成 24 年分所得)の市民税・県民税の申告相談は、平成 25 年 2 月 18 日～3 月 15 日までの(土・日を除く)期間、麻生・北浦・玉造の各庁舎で行います。

申告相談の待ち時間を少なくするため、日程表のとおり対象地区を指定しましたが、ご都合がつかない場合は他の日時にお越しください。また、申告期限が近づくにつれて大変混み合い長時間お待ちいただくようになりますので、お早めに申告相談をされますようお願いいたします。

所得税・住民税申告は、前年 1 月 1 日～12 月 31 日までの所得を申告するもので、住民税や国民健康保険税・介護保険料などの課税資料となり、また申告をされませんと各種証明書の発行ができないほか保育園・幼稚園の入園などに必要な書類の発行ができませんので、必ず平成 25 年 3 月 15 日(金)までに申告してください。なお、本年度より市民税・県民税の申告書等の用紙は郵送いたしませんので、ご了承願います。(事前に申告書及び収支内訳書等の用紙が必要な場合は、税務課(麻生庁舎)及び北浦・玉造の総合窓口にて用意してあります。)



■申告が必要な方

- ①給与収入が 2,000 万円を超えている方
- ②事業所得(営業所得・農業所得)があった方
- ③不動産・利子・配当所得があった方
- ④給与所得者で給与以外の所得があった方
- ⑤平成 24 年中に会社を退職された方、また年末調整が済んでいない方
- ⑥平成 24 年中に 2 社以上の会社に勤めていた方で年末調整が済んでいない方
- ⑦公的年金等以外の所得がある方
- ⑧生命保険契約等に基づく保険金の満期一時金があった方
- ⑨土地・家屋等の資産譲渡をした方
- ⑩障害者年金や遺族年金等を受けている方
- ⑪諸控除を受けようとする方

■申告が必要ない方

- ①勤務先から「給与支払報告書」が市に提出されている方
- ②扶養に取られている方(他市区町村在住者の扶養を除く)
- ③年金所得のみで扶養控除や医療費控除などをされない方
- ④確定申告をされた方は住民税の申告は必要ありません

■市役所では受付できない申告

- ①青色申告②株式・土地の譲渡所得③住宅借入金等特別控除(初年度)④繰越損失⑤先物取引⑥消費税申告⑦贈与税申告⑧過年度申告

要介護 1 以上の認定を受けている 65 歳以上の方で認知症や寝たきり度(日中ベッド上で過ごす割合)がある一定以上の判断基準を超える方は『障害者控除対象者認定書』の交付を受けることで、所得税や住民税の障害者控除を受けることができます。また、寝たきりの方のオムツに係る費用で医療費控除の対象になる場合もございますので、市役所介護福祉課(Tel 0299-55-0111)までお問い合わせください。

■申告に必要なもの

印鑑 確定申告書等(税務署より送付されている場合) 市民税・県民税申告のご案内ハガキ(市より送付されている場合)
所得の種類によって下記の表よりお持ちください(申告する内容によって複数にまたがる場合があります)

該当する方のみ	給与・年金所得者	<input type="checkbox"/> 給与・年金源泉徴収票(紛失された場合は、給与・年金支払者に再発行を依頼してください。市役所では発行できません。)
	事業所得者 (営業・農業・漁業・不動産)	<input type="checkbox"/> 収支内訳書(必ず作成して持参してください) <input type="checkbox"/> 領収書等 <input type="checkbox"/> 雑収入(戸別所得補償、東京電力損失補てん金等)の額のわかるもの
	譲渡所得者 (土地などの売買・交換等)	<input type="checkbox"/> 売買契約書の写し <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 買取証明書(公共事業への売買のみ)
	一時所得者 (生命保険などの満期)	<input type="checkbox"/> 保険会社からの明細書
	退職者	<input type="checkbox"/> 給与所得の源泉徴収票 <input type="checkbox"/> 退職所得の源泉徴収票
	雑損控除を受ける方	<input type="checkbox"/> り災証明書(初めて雑損控除を受ける場合) <input type="checkbox"/> 被害のあった建物等の修繕等に係る領収書 <input type="checkbox"/> 昨年の雑損控除計算書 <input type="checkbox"/> 昨年の確定申告書の控え(雑損控除の繰越がある場合)
	諸控除を受ける方	<input type="checkbox"/> 生命保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 地震保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 国民年金保険料控除証明書 <input type="checkbox"/> 医療費の領収書 ※医療費控除を受ける方で保険会社などから医療費の補てんがされた場合には、明細書も必要となります。また、領収書を紛失された場合には、かかった病院などで再発行を受けてください。健康保険組合などが発行する医療費のお知らせでは医療費控除は受けられません。
その他	<input type="checkbox"/> 通帳等(還付または納税の際に必要。本人名義) <input type="checkbox"/> その他上記以外に申告に必要なもの	

■申告日程表

申告会場	麻生保健センター	北浦庁舎2階第1会議室	玉造庁舎2階第1会議室
受付時間	《午前部》 午前8時30分～11時30分 《午後部》 午後1時00分～4時00分		
指定日	対象地区	対象地区	対象地区
2月18日(月)	麻生地区	津澄地区	玉川地区
2月19日(火)			
2月20日(水)			
2月21日(木)	太田地区		手賀地区
2月22日(金)			
2月25日(月)			大和地区
2月26日(火)			
2月27日(水)			
2月28日(木)			
3月1日(金)	行方地区	現原地区	
3月4日(月)			
3月5日(火)		小高地区	立花地区
3月6日(水)			
3月7日(木)			
3月8日(金)			
3月11日(月)			
3月12日(火)			
3月13日(水)			
3月14日(木)			
3月15日(金)			

●午前中に受付をされた方でも当日の混雑状況により午後からの申告相談となる場合がありますので、ご了承ください。

●受付簿は当日午前8時にお出しします。事前予約などはできません。

自宅のパソコンで 申告書等を作成できます!

国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/>)の「確定申告書等作成コーナー」で画面の案内にしたがって金額等を入力することにより所得税、消費税、贈与税の申告書や青色申告決算書などを作成することができ、自宅のプリンターで印刷すればそのまま税務署に提出(郵送可)することができます。また、作成したデータは、e-Tax送信用データとして利用することができます(贈与税を除く)。

平成25年度 放課後児童クラブ・降園後保育 利用者募集

放課後児童クラブ・降園後保育事業とは、保護者が就労や病気、介護等の理由で放課後や降園後に子どもの養育を十分にできない児童・園児を対象に市内の小学校や幼稚園、公共施設等を利用して家庭に代わって預かる事業です。緊急の時は電話でも利用できます。

○対象者 市内小学生（1～6年生）及び市立幼稚園に通園する園児

○開催場所

名称	対象者	実施場所
麻生キッズ	麻生小	麻生小学校
麻生東エンゼルキッズ	太田小・太田幼 大和一小・大和二小・大和三小	麻生東小学校（新設）
津澄エンゼルキッズ	津澄小・北浦幼	津澄小学校
武田キッズ	要小・武田小	武田小学校
現原キッズ	現原小	旧現原幼稚園
玉川キッズ	玉川小	旧玉川幼稚園
玉造キッズ	玉造小・玉造西小	旧玉造幼稚園
手賀キッズ	手賀小	手賀地区学習センター
羽生キッズ	羽生小	旧羽生幼稚園
麻生エンゼル	麻生幼	麻生幼稚園
玉造エンゼル	玉造幼	玉造幼稚園

○開催時間（預かり時間）

小学校・幼稚園のある日
放課後・降園後～午後6時
土曜日・長期休業中や振替休業日の1日保育時
午前8時～午後6時

○休業日

日曜日・祝日
お盆（8月12日～16日）
年末年始（12月28日～1月4日）
大雪や台風で学校等が休みの日

※土曜日は旧玉造幼稚園1カ所だけの実施となります。

※次の学校利用者についてはタクシーによる移動を行います。 要小・玉造西小・太田幼・北浦幼

○利用料金

1カ月10日以上の利用	月額 5,000円（8月のみ10,000円）
// 9日までの利用	利用日数×500円（8月のみ1,000円）

※次の場合減免制度があります。

兄弟利用の8月分利用料・母子父子世帯等のうち市民税非課税世帯

○申込方法

玉造庁舎社会福祉課子育て支援室または麻生・北浦庁舎総合窓口で申込用紙に必要事項を記入の上、各窓口へ提出してください。（行方市のホームページからもダウンロードできます）審査後、結果を通知します。現在利用されている方で継続を希望する場合も申し込みが必要となります。認め印をご持参の上手続きをしてください。

○申込期間 2月1日（金）～2月28日（木） 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）

○問い合わせ 社会福祉課子育て支援室 0299-55-0130（直通）



地区懇談会開催のお知らせ

市の財政状況、重要施策について説明させていただき、市民の皆さんのご意見を伺う場として地区懇談会を開催いたします。多数の皆様のご参加を心よりお待ちしております。



期 日	時 間	場 所
1月26日（土）	午後7時 ～午後9時	北浦公民館
1月27日（日）		玉造公民館
2月2日（土）		麻生公民館

【テーマ】

- 乗合タクシー利用状況
 - はつらつ市民活動交流事業
 - 行方市の台所事情
 - 健康づくりの推進
 - 道路整備計画
 - 6次産業の推進
 - 学校等適正配置計画の今後の進め方
- ※皆様のご意見をお待ちしています！

【お問い合わせ先】秘書課（麻生庁舎） Tel. 0299-72-0811

行方で暮らす

Uターン・Iターン大歓迎!

行方市に新たに定住する方を支援します!

【住宅取得補助金】

内容 定住を目的に、土地・住宅を取得して居住を始められる方などに対する補助※本人又はその家族が所有し居住している宅地（一画地や道路を挟んだ宅地なども含む）に取得した場合は該当しません。

補助金額 ①土地・住宅の取得価格の2%（上限40万円）

②世帯員一人につき5万円 ※対象者の子3人目からは5万円加算

③市内業者による建築20万円（②+③の上限40万円）

対象要件 補助金の交付申請時点で、満20歳以上満45歳以下の者が2人以上含まれること。世帯に本市の市税又は税外収入金を滞納している者がいないこと。

※その他詳しい要件についてはお問い合わせください。

《新築で取得価格が2,000万円の住宅に居住を始める場合》

ケース	夫婦+子供1人	夫婦+子供3人	夫婦+子供3人 市内業者による建築
補助額	55万円	70万円	80万円

【固定資産税相当額一部補助金】

補助内容 新築住宅に対する減額措置終了後、税額の1/2相当額を補助金として2年間交付

※対象要件：住宅取得補助金と概ね同様

【水道料金等相当額一部補助金】

補助内容 本市の上・下水道に加入し接続した人に、使用料の1/2相当額を補助金として3年間交付

※対象要件：住宅取得補助金と概ね同様

空き地・空き家の登録をお待ちしています!

市内に存する「空き地・空き家」について、売買又は、賃貸を希望する所有者等から申し込みを受けた情報（個人情報を除く）を、利用を希望する人に紹介しています。情報をお持ちの方、利用を希望する方は企画政策課までご連絡ください。

【お問い合わせ先】 企画政策課（麻生庁舎） Tel. 0299-72-0811

シリーズ 国民健康保険

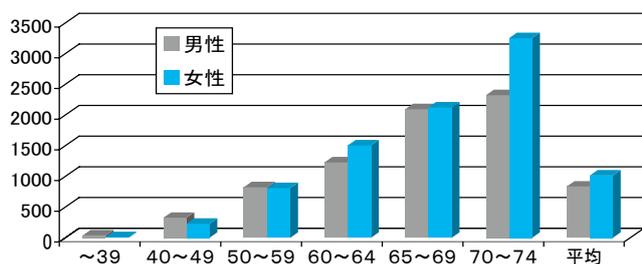
新年にあたり「今年も家族みんなが健康で暮らせますように」と願うのは誰も同じこと。一年の計は元日にありとも言います。

今年健康づくりで、何か一つでもいいから目標を立ててはどうでしょう。脱メタボ、週に3回以上ウォーキングをすることか。食事では今より野菜を多く摂る、腹八分目にするとか。

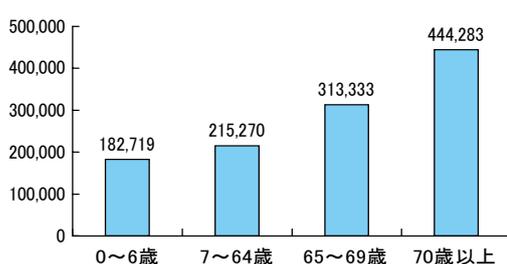
誰もが意識的に健康づくりに取り組めば医療費は削減できるのではないのでしょうか？今、健康な人は、いつまでも健康でお医者さんへかかるのを少しでも遅らせるように。治療をしている人は今より、重症にならないように。

年々増え続ける医療費。高齢になるほど一人当たりの医療費は高くなっています。平成23年度の1人当たり医療費はグラフ（右）のようになっています。また、左のグラフは、高血圧の外来（平成23年5月診療分）で1人当たり医療費を示しています。年齢を重ねればどこか具合が悪くなるのは自然のことです。しかし、成り行きに任せただけではなく、自分で意識的に健康を維持する心がけて、医療費削減となり、更には介護予防や後期高齢者医療へ移行した際にも医療費の削減に繋がることになります。

高血圧（H23.5月診療分）入院外1人当たり医療費 1人当たり医療費（単位：円）



一般被保険者1人当たり医療費 1人当たり医療費（単位：円）



行方市マスコットキャラクター決定!

行方市では、親しみやすく、誰からも愛され、行方市を全国にPRできる、行方市の魅力をさらに高めるようなマスコットキャラクターづくりに努めています。

デザインについては、平成24年5月から6月にかけて全国から一般公募し、390件の応募をいただきました。選定委員会の審査の結果、右のキャラクターに決定しました。



行方市の花であるヤマユリの花びらの帽子をかぶり、おしべの前髪は行方市のイニシャルの「N」を表した年齢・性別不詳のキャラクターです。

行方市には常陸国風土記に記載された地名伝承が市内各地に残っていることから、日本武尊(ヤマトケルミコ)をイメージした銀色の貫頭衣(カントウイ)

をまとい、胸元には勾玉(マガタマ)、腰ひもには行方市章の赤・青・黄緑の3色を配し、行方らしさを表しています。

愛称を募集します!

【募集締切】 1月31日(木)午後5時15分必着

【応募資格】 行方市のまちづくりや観光振興等に興味のある方

【賞】 グランプリ 1点 3万円 ○グランプリの愛称に複数の応募者がある場合は、命名の理由(愛称の意味やストーリー等)により受賞者1名を決定します。※このほか、応募された方の中から抽選で特産品をお贈りいたします。

【募集内容】 マスコットキャラクターのデザインにふさわしく、親しみやすく、オリジナリティあふれる愛称

【応募規定】 (1) 応募作品は、一人につき3点以内。*用紙1枚につき1点の作品

(2) 自作の未発表作品で、第三者の著作権等の権利を侵害しないものに限りです。

【提出方法】 (1) 持参、郵送(はがき・封書)、電子メールのいずれかの方法で提出してください。

(2) 指定の応募用紙(様式)は、市役所各庁舎で配布します。または、行方市ホームページからダウンロードしてください。

【提出先】 (1) 持参 行方市役所麻生庁舎、北浦庁舎、玉造庁舎の各総合窓口を設置する応募ポストに投函

(2) 郵送 〒311-3892 行方市麻生1561-9「行方市マスコットキャラクター愛称募集」係あて郵送

(3) 電子メール 件名を「行方市マスコットキャラクター愛称応募」とし、メール本文に必要事項を記載の上、メールアドレス name-kikaku@city.namegata.lg.jp へメールしてください。

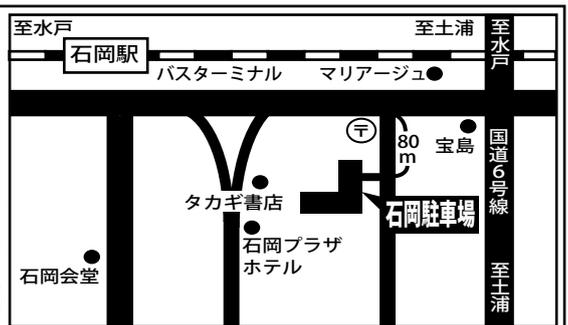
※作品の取扱いについては行方市マスコットキャラクター愛称募集要項に帰属します。行方市ホームページ等でご確認ください。

【お問い合わせ先】 企画政策課 (麻生庁舎) Tel. 0299-72-0811

駐車料金が安くなりました

▶▶ 1日 **300円** **24時間**

●駅まで徒歩2分 ●元西友駐車場跡
石岡駐車場 ☎0299-22-2330



税金

のお知らせ

不動産公売の案内

今月の税金

国民健康保険税 第7期
納付期限(口座振替日)
は1月31日です。

市では、差押不動産の入札による公売を実施します。参加を希望する方は、下記の内容をよくご確認の上、入札してください。また、市役所各庁舎にある「公売広報」や市ホームページでもご覧いただけます。

- 公売日時 平成25年1月29日(火)
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 行方市役所北浦庁舎2階第1会議室

■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価額・公売保証金額
12-1	・行方市井上藤井字六十塚352番 ・畑 837㎡ ・見積価額 110,000円(公売保証金額 20,000円)

■公売参加には、行方市農業委員会の発行する『買受適格証明書』の提出が必要となります。証明書の交付申請の手続等については、事前に行方市農業委員会事務局(北浦庁舎1階)へお問い合わせの上、証明書発行等を受けてください。

■公売日直前に、滞納税の完納などで中止になる場合がありますので、入札参加前に公売実施の有無を収納対策課でご確認ください。

【問い合わせ】 収納対策課(麻生庁舎) ☎0299-72-0811

茨城租税債権管理機構による 不動産公売の案内

茨城租税債権管理機構では、一般の方も参加できる入札により不動産を公売します。

- 公売日時 平成25年2月5日(火)
- 受付 午後0時50分 入札説明 午後1時
- 入札開始 午後1時20分 入札終了 午後2時
- 場所 茨城県水戸合同庁舎2階大会議室(水戸市柵町1丁目3番1号)

■公売対象不動産

売却区分	財産の表示・見積価額・公売保証金額
24-127	・行方市玉造字緑ヶ丘甲6360番2 ・宅地 495.88㎡ ・居宅(木造瓦葺平家建) 138.29㎡ ・見積価額 1,900,000円(公売保証金額 190,000円)

■建築基準法上の道路への接面がない無道路地です。上下水道は隣接地を通して供用されています。

■居宅は平成7年3月16日新築です。新築後20年近くを経過しており、内壁、外壁、屋根など全体的にかなり傷みが目立ちます。中央部の部屋が未完成であり、利用には内装工事や屋根瓦の修理が必要と思われます。

■中止になる場合があります。

【問い合わせ】 茨城租税債権管理機構 ☎029-225-1221

<http://www.ibaraki-sozei.jp/>